

## 議案第 1 号

### 地方公共団体情報システム機構代表者会議の議長の互選について

地方公共団体情報システム機構法第 10 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構代表者会議の議長については、委員の互選により定める。

氏 名	職 名
飯 泉 嘉 門	徳島県知事
森 民 夫	新潟県長岡市長
藤 原 忠 彦	長野県川上村長
須 藤 修	東京大学大学院情報学環教授
新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
藤 原 静 雄	中央大学法科大学院教授

## 議案第 2 号

### 地方公共団体情報システム機構代表者会議会議規則について

地方公共団体情報システム機構定款第 1 1 条の規定により、地方公共団体情報システム機構代表者会議会議規則を次のとおり定める。

#### 地方公共団体情報システム機構代表者会議会議規則

平成26年 4 月 1 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定

(趣旨)

第 1 条 地方公共団体情報システム機構代表者会議(以下「代表者会議」という。)の会議に関しては、地方公共団体情報システム機構定款(平成26年3月25日総務大臣認可。以下「定款」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集の通知)

第 2 条 定款第 9 条に規定する代表者会議の議長(以下「議長」という。)は、代表者会議を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ議長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第 3 条 出席委員(定款第10条第 3 項の規定において出席したものとみなす委員を含む。)の数が、前条第 1 項の規定に基づき通知した日時及び場所において、定款第10条第 1 項に規定する定足数に達したときは、議長が開会を宣告する。

2 閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第 4 条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(表決の方法)

第 5 条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長は、他の表決方法を用いることができる。

2 議長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したのものとしてその旨を宣告することができる。

(会議録)

第 6 条 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名並びに欠席委員で定款第10条第 3 項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名及び書面表決をした委員の氏名

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

2 定款第10条第 4 項の規定により代表者会議の議決に代えた場合は、前項の規定にかかわらず、議長は、会議録に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 議決に代えた日

(2) 委員の氏名

(3) 議決に代えた事項及び賛否の数

3 会議録は書面で作成し、議長が記名押印するものとする。

4 会議録は、公表するものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるものを除くほか、代表者会議の会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 3 号

### 役員の任命及び兼職の承認について

- 1．地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構理事長に次の者を任命する。

氏 名	任 期	役 職
にし お 西 尾 まさる 勝	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	公益財団法人後藤・安田記念東京 都市研究所 理事長

- 2．地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構監事に次の者を任命する。

氏 名	任 期	役 職
なかむら こういち 中 村 公 一	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	元千葉県県土整備部理事

- 3．地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構監事（非常勤）に次の者を任命する。

また、同法第 17 条ただし書きの規定により、兼職を承認する。

氏 名	任 期	役 職
いながき りゅういち 稲 垣 隆 一	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	稲垣隆一法律事務所 弁護士

## 議案第 4 号

### 経営審議委員会委員の任命について

地方公共団体情報システム機構法第 24 条第 3 項の規定により、地方公共団体情報システム機構経営審議委員会の委員に次の者を任命する。

氏 名	任 期	役 職
いけうち 池 内 ひろこ 比呂子	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	(株)テノ・コーポレーション代 表取締役
いしい 石 井 かおり 夏生利	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	筑波大学大学院図書館情報メデ ィア研究科准教授
おおしま 大 島 としお 敏 男	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	元NHKサービスセンター理事 長
おおみなみ 大 南 しんや 信 也	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人グリーンバ レー理事長
おおやま 大 山 ながあき 永 昭	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	東京工業大学像情報工学研究所 教授
きたおか 北 岡 ゆうき 有 喜	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	(国)京都医療センター医療情報 部長

## 議案第 5 号

### 役員の内命同意及び兼職の承認について

1. 地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 2 項の規定により、地方公共団体情報システム機構副理事長に次の者を任命することについて同意する。

氏名	任期	役職
もちづき 望月 たつし 達史	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	元日本生命保険相互会社顧問

2. 地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 2 項の規定により、地方公共団体情報システム機構理事に次の者を任命することについて同意する。

氏名	任期	役職
まつざき 松崎 しげる 茂	平成 26 年 4 月 2 日 ～平成 28 年 4 月 1 日	元北九州市副市長
とだ 戸田 なつお 夏生	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	元(財)地方自治情報センター理事 長

3. 地方公共団体情報システム機構法第 13 条第 2 項の規定により、地方公共団体情報システム機構理事(非常勤)に次の者を任命することについて同意する。

また、同法第 17 条ただし書きの規定により、新免國夫の兼職を承認する。

氏名	任期	役職
いほり 井堀 みきお 幹夫	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	東京大学高齢社会総合研究機構 特任研究員
ささき 佐々木 りょういち 良一	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	東京電機大学教授
しんめん 新免 くに お國夫	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	(株)オフィス R & I 代表取締役
のほら 野原 くによし 邦介	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	元岐阜県池田町情報政策室長

## 議案第 6 号

### 役員の報酬及び退職金について

地方公共団体情報システム機構法第 9 条第 1 項の規定により、地方公共団体情報システム機構の役員の報酬及び退職金については、次のとおり定める。

1 役員の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、非常勤役員の報酬については、俸給とする。

( 1 ) 俸給は、次表に掲げる役職に応じ、俸給月額欄に定める額の範囲内で理事長が定めるものとする。

役 職	俸 給 月 額
理事長	1 , 1 9 8 , 0 0 0 円以内
副理事長	1 , 0 5 5 , 0 0 0 円以内
理 事	8 3 4 , 0 0 0 円以内
監 事	7 7 6 , 0 0 0 円以内
非常勤役員	2 0 0 , 0 0 0 円以内

( 2 ) 地域手当は、俸給月額に 1 0 0 分の 1 8 を乗じて得た額とする。

( 3 ) 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 1 2 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定を準用して算定した額とする。

( 4 ) 期末手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 1 9 条の 4 の規定を準用して算定した額とする。

( 5 ) 勤勉手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 1 9 条の 7 の規定を準用して算定した額とする。

( 6 ) 国において給与改定が行われた場合には、国に準じて改定を行う。  
この場合、直近の代表者会議に報告する。

2 役員（非常勤を除く。）の退職金は、在職期間 1 月につき、役員が退職した日におけるその者の俸給月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額とする。

ただし、これにより難い特別の理由があるときは、代表者会議の議決を経てこれと異なる額とすることができる。